

## ○広島大学学生宿舎の共通経費等について

平成 25 年 12 月 19 日

副学長(学生支援担当)決裁

### 1 趣旨

広島大学学生宿舎規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 16 号)第 16 条の規定に基づき、広島大学学生宿舎の入居者が納付する共通経費及び光熱水料の算出等については、次のとおり取り扱うものとする。

### 2 共通経費の積算方法

共通経費の額は、棟ごとに経費を算出し、その額として次のとおり定めるものとする。

建 物 の 名 称	共通経費(月額)
1 号館、2 号館、3 号館、4 号館、 7 号館、8 号館及び 9 号館	1,900 円
5 号館、6 号館及び 10 号館	2,000 円
11 号館	1,200 円

### 3 光熱水料の積算方法

光熱水料の額は、次のとおり算出する。

#### (1)電気

居室の使用量から算出した料金及び洗面所、便所、浴室及び補食室の使用量から算出した料金

#### (2)ガス

浴室及び補食室の使用量から算出した料金

#### (3)水道

洗面所、便所、浴室及び補食室の使用量から算出した料金

### 4 額の見直し

共通経費の額は、清掃範囲、入居人員等を勘案し、毎年度見直しを行うものとする。

### 5 その他

この取扱いに定めるもののほか、共通経費及び光熱水料に関し必要な事項は、学生生活会議が定める。

### 6 適用

この取扱いは、令和元年 5 月 1 日から適用する。